

令和2年12月更新  
動物園等における高病原性鳥インフルエンザへの対応に係る講習会

## 「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」について

環境省 自然環境局 総務課 動物愛護管理室

### 国内の動物園等における高病原性鳥インフルエンザの発生事例と対応状況

●平成22年度（2010年度） ※施設管理者  
 福山県高岡市高岡公園動物園 ※高岡市  
 山口県宇野市常盤公園 ※宇野町  
 兵庫県加東市伏ヶ老公園 ※加東市

ウイルスの型：H5N1亜型  
 確定検査陽性の種：コクハクチョウ、コクチョウ  
 対応：飼養していたハクチョウ類、カモ類400羽以上を殺処分

●平成23年「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」（以下、対応指針）策定

●平成28年度（2016年度）  
 秋田県秋田市大森山動物園 ※秋田市  
 愛知県名古屋市長山動物園 ※名古屋市長山動物園  
 京都府京都市伏見区長楽寺 ※京都市  
 兵庫県伊丹市昆陽池公園 ※伊丹市

ウイルスの型：H5N1亜型  
 確定検査陽性の種：コクハクチョウ、シロフクロウ、シジュウカラガン、マガモ等  
 対応：飼養していたハクチョウ類、カモ類50羽以上を殺処分

※平成29年 改訂のポイント  
 ・2次感染への対応について記載  
 ・ウイルスの検査及び連絡体制の整備について記載

平成29年 対応指針 改訂

### 対応指針の根拠

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年第105号）

第7条第2項（動物の所有者又は占有者の責務等）  
**動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。**

※対象は、家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥）を除く鳥類の飼養者等

※家きんは、家畜伝染病予防法により対応  
 ※野鳥は、鳥獣保護管理法に基づき「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」により対応

### 対応指針の内容

飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）への対応主体を4つに分け、主体ごとに対応すべき事項を記載

主体等	定義
1. 動物愛護管理主管課	地方自治体（都道府県・指定都市・中核市）の動物愛護管理行政担当組織
2. 展示施設	動物園等多数の鳥類を飼養し、不特定多数の観覧者に展示する施設（鳥類を飼養している都市公園等も含む）
3. その他の多数の鳥類を飼養している施設等	ペットショップ及び不特定多数の観覧者に展示しないものの、鳥類を野外で多数飼養している施設（学校を含む）
4. 個人飼養者等	2、3に含まれない個人の鳥類の飼養者等

### 対応指針の内容

#### 1. 自治体動物愛護管理主管課※の役割

※その他の行政部局が所管する鳥類飼養施設でのHPAI対応については、必要に応じて「当該施設所管部局」と読み替えることができる。

- その他の対応主体（前頁参照）に対して本対応指針を周知
- 家畜衛生部局等と調整の上、飼養鳥においてHPAIの発生が疑われる場合（簡易検査陽性の場合等）に必要な検査の実施体制をあらかじめ整備
- 展示施設管理者へ、行政の相談窓口や簡易検査陽性時の通報窓口等を周知
- 鳥獣部局及び家畜衛生部局等と連携して、主要主体間における防疫等に関する情報共有の促進を図る（HPAI防疫に関する研修会の相互通知など）
- 給餌のあり方の見直しについて飼養者等への周知徹底を図る

### 対応指針の内容

#### 2. 展示施設の管理者の役割

3. その他の多数の鳥類を飼養している施設管理者についても、規模及び施設形態に応じて展示施設と同様の対応が必要な場合があり、施設管理者は**展示施設における対応に準じて適切な対応を行うものとする。**

※展示施設における飼養鳥は、野鳥との接触可能性が高い場合があり、また不特定多数の観覧者があるため、HPAIへの対応に万全を期す必要がある

通常時（発生のない時）：全国での野鳥の監視体制対応レベル1 体制整備

(1) 展示施設ごとに防疫、監視、発生時の対応等を示したマニュアルを整備し、簡易検査も含めた実施体制を整備

マニュアル整備にあたっては、関係部局（動物愛護管理、鳥獣、家畜衛生、公衆衛生）と連携さらに飼養鳥種によりその他の関係部局とも調整

飼養鳥種	調整する関係部局
種の保存法に基づく国内希少野生動物種のうち保護増殖事業計画が策定されているもの	地方環境事務所・環境省自然環境局野生生物課
文化財保護法に基づく天然記念物	担当する自治体の教育委員会
展示施設において国際的な繁殖計画を有する種	（公社）日本動物園水族館協会

### 対応指針の内容

## 2. 展示施設の管理者の役割

**通常時（発生のない時）：全国での野鳥の監視体制対応レベル1 体制整備**

**(2) 関係部局（→前頁）との緊急連絡網の整備**  
 発生が疑われる場合の検査や感染鳥に接触した者への対応等について、必要な情報の共有と円滑な対応を確保

**(3) 監視**  
 ・ 飼養鳥の健康状態に注意、異常死・大量死の早期発見に努める  
 - 特に野鳥との接触を防ぐことが困難な飼養環境（屋外の池など）に注意  
 - 飼養の記録（数、種類、給餌回数、担当者等）を取っておくことが望ましい  
 ・ 展示施設・周辺の野鳥の状態を把握  
 ・ 傷病野鳥の受入れ時は、必要に応じ簡易検査を実施

**(4) 基本的な飼養衛生管理（ウイルスの侵入防止）**  
 ・ 飼育員は飼養施設ごとに作業靴を変更、出入り時に適切な消毒を実施  
 ・ 野鳥等との接触防止（防鳥ネット、屋外の池等での給餌方法変更）  
 ・ 希少種は室内飼育し、隔離施設を整備しておくことが望ましい  
 ・ かかりつけの獣医師の確保、連携

### 対応指針の内容

## 2. 展示施設の管理者の役割

**国内発生時：全国での野鳥監視体制対応レベル2 or 3 警戒強化**

**(1) 飼養鳥の取扱い**  
 ・ 移動を必要最小限し、放し飼いや展示は原則中止  
 ・ 屋外の池等から収容し、水を抜くことも検討  
 ・ 希少種等は避妊的な隔離も検討

**(2) 観覧者、外部からの来訪者への対応**  
 ・ 消毒の徹底（靴底、納入業者等の車両タイヤ）  
 ・ 飼養鳥と観覧者との間に十分な距離を確保  
 ・ 観覧者とのふれあい、野鳥を誘引する恐れのある餌やりは中止

**(3) その他**  
 ・ 肉食哺乳類への感染防止のため、餌として生きた家きんを使用することは、周辺の状況を見て判断。納入業者へ防疫徹底を依頼  
 ・ 傷病野鳥の受入れを原則中止。受け入れる場合は感染防御を徹底

### 対応指針の内容

## 2. 展示施設の管理者の役割

**飼養している鳥における発生時（対応レベル2 or 3） 発生対応**

**(1) 検査・公表**  
 ○ 簡易検査実施：感染が疑われる場合に展示施設の担当獣医師等が実施  
 ○ 簡易検査陽性⇒自治体主管課及び家畜保健衛生所に連絡  
 ・ 確定検査→主管課を通じて環境省動物愛護管理室にも簡易陽性を報告、確定検査実施について相談（動愛室は確定検査機関と調整）  
 検査機関確定後、担当獣医師等から検体を送付  
 ・ 公表→展示施設管理者・自治体主管課の双方又は一方から、動物愛護管理室と原則同時公表  
 簡易/遺伝子検査段階の場合は、確定陰性となる場合もある等明記  
 ○ 陰性→必要な感染防御を行いつつ当該鳥の観察を続け、状況を主管課に報告  
 HPAIが疑われる場合は、主管課に報告の上で更なる検査実施を検討

**(2) 感染鳥（確定検査でHPAI感染が確定した鳥）の取扱い**  
 ・ 原則として、できる限り苦痛を与えない方法を用いて殺処分  
 ・ 希少種等の理由により治療する場合は、完全隔離飼養して治療  
 ・ 飼養担当者は専従を基本とするが、やむを得ない場合は作業動線に十分に注意。

### 対応指針の内容

## 2. 展示施設の管理者の役割

**飼養している鳥における発生時（対応レベル2 or 3） 発生対応**

**(3) 感染疑いの鳥等の取扱い**  
 ・ 感染疑いの鳥（簡易検査/遺伝子検査陽性、もしくは陰性だが更なる検査の対象）  
 →隔離できる施設へ移動して(2)を参考に飼養、経過観察  
 ・ 感染鳥と同所で飼養していた鳥  
 →原則として移動させず、柵や網等で隔離して飼養し経過観察  
 ・ 十分な隔離を行えない場合には、殺処分を行うことも検討  
 ・ ウイルス拡散防止措置を徹底し、飼養担当者等への感染が起こらないよう十分注意

**(4) 施設内の他の飼養鳥の取扱い**  
 ・ 感染の有無を注意深く観察。異常があった場合は検査対応。

**(5) 死体や汚染物品の処分**  
 ・ 感染性廃棄物として適切に処分（やむを得ない場合は、市町村の指示に従い適切に処分）

### 対応指針の内容

## 2. 展示施設の管理者の役割

**飼養している鳥における発生時（対応レベル2 or 3） 発生対応**

**(6) 消毒等の防疫措置**  
 ・ 感染鳥が確認された場合、あるいは感染の疑いがある段階で、施設周辺の消毒等の防疫措置を実施

**(7) 観覧者等への対応（立入制限）**  
 ・ 防疫措置の完了まで、感染鳥が確認された施設周辺に観覧者を近づけない  
 ・ 対策を講じて発生が継続する場合は一時的に閉鎖することも検討

**(8) 再発防止等のための情報の収集**  
 ・ 感染鳥が確認された飼養環境を観察し、感染経路の特定に努める  
 ・ 感染鳥以外の殺処分を行った場合は、可能な範囲で実際の感染状況を確認し、今後の対策のための情報蓄積に努める

**普及啓発 随時**  
 ・ 観覧者等に対して、HPAIやその他の感染症についての正しい知識や対策の普及に努める

### 対応指針の内容

## 4. 個人飼養者等の役割

・ HPAI及びその予防に関する十分な知識及び情報を習得し、飼養鳥の感染防止に努める

・ 飼養鳥のHPAI感染防止に留意し、異常が見られた場合にはかかりつけの獣医等に相談し、検査等の対応を行う  
 ※通常、室内飼いであれば感染リスクは低く、飼養者等は冷静な対応に努める

・ 獣医師の診断で感染疑いがある場合は、自治体動物愛護管理主管課に連絡し対応の指導を受ける（相談を受けた主管課は家畜衛生部局・公衆衛生部局等と連携して適切に対応する）

環境省動物愛護管理室による  
その他の鳥フル対策

- 環境省と自治体(動愛部局)の緊急連絡網の更新(4月頃、10月頃の年2回)
- 野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベル変更等に伴う情報共有・注意喚起
- 簡易検査キット需要調査(8月頃)
- 動物園等における高病原性鳥インフルエンザへの対応に係る講習会の開催(H30～R2)

12

**動物園等における高病原性鳥インフルエンザへの対応に係る講習会の開催について**

**概要**  
自治体職員及び動物園等の施設管理者を対象に、「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」の周知、高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)ウイルスの理解促進、HPAI発生を経験した動物園の経験から学ぶ機会の提供を目的とした講習会を実施する。また、対応指針に基づき作成することとされている各施設の対応マニュアルについて、シミュレーションにより対応を確認・検証するための講習会及びシミュレーション訓練を実施する。

**経過・スケジュール**  
出席者：各20名程度  
(日本動物園水族館協会、各自治体動物愛護管理、施設管理関係、環境省動物愛護管理室、協力機関等が野生生物課など)

平成30年度	仙台市八木山動物公園	平成30年11月12日
	名古屋市東山動物園	平成30年12月17日

↓  
実施結果をふまえ、全国のブロック単位での実施について検討・整理。

令和元年度・2年度 全国6ブロックにおいて開催

実施ブロック	会場	実施日	受講者数
北海道東北ブロック	札幌市円山動物園	令和元年12月11・12日	42名
関東甲信越静岡ブロック	東京都上野動物園	令和元年12月24日	106名
中部ブロック	富山市ファミリーパーク ・オンライン	令和2年11月12日(座学) 12月22日(シミュレーション訓練)	
近畿ブロック	大阪市天王寺動物園	令和2年2月3日	62名
中国四国ブロック	広島市安佐動物公園 ・オンライン	令和2年12月8日(座学) 令和3年1月21日(シミュレーション訓練)	
九州ブロック	熊本市動物園 ・オンライン	令和2年11月20日(座学) 令和3年2月8日(シミュレーション訓練)	13

